

決算(30年度)/健全化判断比率等の状況

平成30年度決算に基づく健全化判断比率等について、お知らせします。

1 概要

本市の平成30年度決算に基づく健全化判断比率等は、すべての指標において国が定める基準未満となっています。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することとなっています。

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上になった場合、又は資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合は、議会の議決を経て、財政健全化計画等を策定し、計画的に健全化に向けて取り組まなければなりません。

2 健全化判断比率

健全化判断比率とは、次の4つの指標をいいます。

- ① 実質赤字比率（普通会計の赤字額が、標準財政規模に対してどのくらいの割合であるのかを示す指標）※普通会計：一般会計
- ② 連結実質赤字比率（全会計（普通会計と公営事業会計をあわせた会計）の赤字額が、標準財政規模に対してどのくらいの割合であるのかを示す指標）
- ③ 実質公債費比率（普通会計、公営事業会計、一部事務組合の借入金の返済額等に充当した市税等の一般財源が、標準財政規模に対してどのくらいの割合であるのかを示す指標）
- ④ 将来負担比率（市が将来負担する必要がある実質的な負債額が、標準財政規模に対してどのくらいの割合であるのかを示す指標）

※ 標準財政規模：その年度に収入された市税、国からの譲与税・交付金・普通交付税と臨時財政対策債発行可能額の総額

3 健全化判断比率の状況

(単位: %)

項目	年度	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	平成30年度	— (赤字なし)	13. 39	20. 00
	平成29年度	— (赤字なし)	13. 39	20. 00
②連結実質赤字比率	平成30年度	— (赤字なし)	18. 39	30. 00
	平成29年度	— (赤字なし)	18. 39	30. 00
③実質公債費比率	平成30年度	1. 6	25. 0	35. 0
	平成29年度	0. 7	25. 0	35. 0
④将来負担比率	平成30年度	—	350. 0	
	平成29年度	—	350. 0	

※対前年度比:③実質公債費比率は0. 9%増

4 資金不足比率

各公営企業の資金不足額が、事業の規模に対してどのくらいの割合であるのかを示す指標

資金不足比率の状況

(単位: %)

公営企業会計名	年度	地方公営企業法	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業会計	平成30年度	適用	— (資金不足なし)	20. 0
	平成29年度	—	—	—

【参考】

公営企業会計名	年度	地方公営企業法	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計	平成30年度	—	—	—
	平成29年度	非適用	— (資金不足なし)	20. 0
農業集落排水事業特別会計	平成30年度	—	—	—
	平成29年度	非適用	— (資金不足なし)	20. 0